

令和3年度 先進的省エネルギー 投資促進支援事業補助金			
「よくあるご質問」			
＜補助金事業全般について＞			
No.	質問	回答	公募要領
1	導入設備の処分制限期間はどのようにして調べることができますか。	処分制限期間とは、導入設備等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間をいいます。 電子政府の総合窓口 e-Govに掲載の減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和40年3月31日大蔵省令第15号)をご参照願います。 (参考) https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015	P.1
2	補助金事業の正式名称を教えてください。	令和3年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」です。	P.9
3	予算額はいくらですか。	約114億円です。	P.9
4	補助対象となる事業は何ですか。	補助対象設備を導入することにより、省エネルギー効果の要件を満たす事業が補助対象となります。 補助対象設備、省エネルギー効果の要件毎に事業区分(A)、(B)、(C)、(D)へ分けられます。それぞれの要件については公募要領P.9を参照してください。	P.9
5	投資回収年数の考え方について教えてください。	投資回収年数は、以下の式により算出してください。 投資回収年数＝補助対象経費[円]÷(計画省エネルギー量[kl/年]×燃料評価単価[円/kl]) 燃料評価単価は、以下の式により算出してください。 燃料評価単価＝2020年4月～2021年3月の事業所単位のエネルギーコスト[円]÷同期間の事業所単位のエネルギー使用量[kl]	P.10
6	新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は対象ですか。	新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所に導入する設備は補助対象外です。	P.11
7	小規模な事業でも申請できますか。	事業区分(A)、事業区分(B)、事業区分(D)は補助金額100万円以上／年度の事業、事業区分(C)は、補助金額30万円以上／年度の事業であれば、申請可能です。	P.26
8	海外で運営している事業場も対象になりますか。	海外の工場・事業場等で使用している設備の更新は補助対象外です。	P.11
9	大企業は申請できますか。	大企業については、以下のいずれかの要件を満たす場合のみ申請可能です。 ・省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Sクラス』に該当する事業者（※） （※）原則、公募締切時点で「令和2年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、Sクラスとして公表されていることが確認できる事業者 ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者	P.11
10	個人事業主は申請できますか。また、個人事業主で申請する場合、提出が必要な書類はありますか。	個人事業主は青色申告者であれば申請可能です。 また、個人事業主が申請を行う場合に必要な書類は以下になります。 ・税務署の受領印が押印された確定申告書B ・所得税青色申告決算書の写し ※電子申告(e-Tax)を行った場合は、国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果(受信通知)を提出してください。	P.11
11	個人事業主ですが、インターネットで青色申告を行いました。したがって、税務署の受領印がありませんがどうすればよいですか。	確定申告書Bの写し、所得税青色申告決算書の写し、及び国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果(受信通知)を提出してください。	P.11
12	白色申告者でも補助対象事業者となりますか。	白色申告者は補助対象事業者としていません。個人事業主の場合は、青色申告者であれば補助対象事業者となります。	P.11
13	直近の決算において、赤字ですが申請できますか。	赤字であっても直近の決算において債務超過でなければ、申請は可能です。	P.12
14	中小企業者等の定義を教えてください。	公募要領P.13に記載の、以下に該当する法人は中小企業者等となります。 ・中小企業者 ・個人事業主 ・中小企業団体等 ・その他中小企業等（会社法上の会社以外） ※会社法上の会社以外、且つ従業員が300人以下の法人	P.13／P.14
15	みなし大企業は申請できますか。	みなし大企業も申請可能です。補助事業ポータル企業の企業体の選択は、「その他」を選択してください。	P.13
16	みなし大企業の定義を教えてください。	公募要領のP.12に定める中小企業者のうち、以下のいずれかに該当する場合は「みなし大企業」に該当します。 ・資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者。 ※ 但し、資本金又は出資金が5億円以上の法人が中小企業者に該当する場合は、適用しない。 ・交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者。	P.13
17	資本金が5億円以上の法人2社に合計100%の株式を保有されています。みなし大企業に該当しますか。	株主の法人2社が同一資本グループであれば、みなし大企業に該当する可能性があります。 公募要領のP.13をよくご確認ください。	P.13
18	医療法人、学校法人、社会福祉法人や地方自治体は申請できますか。	医療法人、学校法人、社会福祉法人や地方自治体等も申請可能です。 従業員数が300人以下の場合は、公募要領に定める企業体の「その他中小企業者等(会社法上の会社以外)」に該当します。 従業員数が300人を超える場合は、公募要領に定める企業体の「その他」に該当します。	P.14
19	従業員数にはどこまでの範囲の人が含まれますか。	従業員数の範囲には雇用形態を問わず、当該法人に雇われている労働者が含まれます。 例えば雇用契約書や労働条件通知書などで雇用主と雇用契約を結んでいる正規社員の他、契約社員やアルバイト・パートなども従業員数の範囲となります。	P.14
20	「レンタル」契約でも申請可能ですか。	原則、レンタル契約での申請はできません。	P.16
21	ギャランティード・セイビングス契約にてESCO事業を実施することはできますか。	ギャランティード・セイビングス契約のESCO事業者は、共同申請者になれません。	P.16

22	リース会社との共同申請の場合、リース会社と補助事業者(設備使用者)の割賦契約は申請できますか。	リース会社が所有権を持たない割賦契約と判断される場合は認められません。 リースを活用する場合の注意点については公募要領P.16をご参照ください。	P.16
23	リース契約期間の制約はありますか。	補助対象設備を処分制限期間の間、使用することを前提とした契約であり、1事業で複数の補助対象設備を導入する場合は、当該設備の中で最長となる処分制限期間の間、使用することを前提とした契約である必要があります。なお、最長の処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は対象となります。また、リース契約期間+再リース契約期間＝処分制限期間でないといけません。	P.16
24	リース契約終了後に無償譲渡する内容を含んだ、所有権移転付リースとして申請できますか。	処分制限期間後に所有権が移転される契約であれば申請可能です。	P.16
25	自社所有でない建物等に設備を設置する場合、申請できますか。	申請可能ですが、建物の所有者の承諾書(設備設置承諾書)の提出が必要です。「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類を提出してください。	P.18
26	賃借している建物の設備を更新したいのですが、申請できますか。	建物の所有者が補助対象設備の設置を行い、店子とその補助対象設備を使用する場合は、建物の所有者が申請可能です。店子との契約書等の写しも提出してください。	P.18
27	複数の事業所を1つの申請で行ってもよいですか。	原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位で申請してください。	P.18
28	建物が複数あり、それぞれ建物登記が異なるが、設備のエネルギー管理は一体で行っている場合、1申請で問題ないですか。	エネルギーを一元管理しているということであれば、1申請として申請いただくことは可能です。審査の過程でヒアリングや説明資料の提出等を求める場合がありますので予めご了承ください。	P.18
29	工場・事業場単位の補助対象事業である「エネルギー管理を一体で行っている工場・事業場等」とはどのような状態のことでしょうか。	「エネルギー管理を一体で行っている」とは、工場・事業場内で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを正確に把握していることを指します。原則、「エネルギー管理を一体で行う工場・事業場単位」で申請してください。省エネ法に基づき、定期報告書を提出している場合は、定期報告書内の事業所単位で申請してください。	P.18
30	工場・事業場の敷地内に事務所棟があります。製造工場の工程に関わらない建物のため、エネルギー管理外として申請できますか。	事務所棟も、工場・事業場のエネルギー管理を一体で行っている場合は、単位に含めてください。	P.18
31	複数事業者の連携事業について具体的に教えてください。	複数の事業者が連携し、一体となって省エネルギーを行う事業のことを指します。本事業では、(A)先進事業、(B)オーダーメイド型事業において、申請することができます。申請に関する詳細な要件や留意事項は公募要領P.19を参照してください。	P.19
32	別の補助金との併用は可能ですか。	本補助金と、他の国庫補助金(負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金、及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の併用はできません。 税制優遇との併用可否については、税制担当窓口にお問い合わせください。なお、中小企業経営強化税制との併用は可能です。 本事業で申請している補助対象設備を、他の国庫補助金でも申請し、交付決定前に他の国庫補助金が交付された場合は、SIIに連絡し、その指示に従ってください。	P.21
33	(a)先進設備・システムと(b)オーダーメイド型設備を組み合わせて導入したい場合、どのような申請の条件がありますか。	事業区分(A)、又は事業区分(B)の事業要件と省エネルギー効果の要件を満たす必要があります。 例えば(a)先進設備・システムと(b)オーダーメイド型設備を組み合わせて申請する場合、(a)(b)の導入予定設備の省エネルギー効果を算出し、(A)先進事業の事業要件と省エネルギー効果の要件を満たしていれば、(A)先進事業として申請可能です。但し、組み合わせた(b)オーダーメイド型設備は事業区分(B)の補助率となります。 申請方法の詳細や留意事項につきましては公募要領P.21をご参照ください。	P.21
34	事業区分(C)において、付帯設備は補助対象設備に含まれますか。	事業区分(C)においては、原則、設備本体が補助対象となります。本体に含まれる範囲については、公募要領P.95をご確認ください。	P.24
35	(a)先進設備・システムと(b)オーダーメイド型設備に係る工事を、同じ工事業者に参考見積を依頼する場合、見積書は1通でもよいですか。	見積業者が同じでも、見積書は補助対象設備(a)、(b)それぞれで取得するようにしてください。 補助対象設備(a)、(b)で共通する費用が発生し、見積額を切り分けることが難しい場合は、合理的な方法により按分して見積書を取得してください。	P.25
36	補助率2/3以内と記載がありますが、「以内」とはどのようなことですか。	補助金額には上限金額があるため、「以内」と記載しています。 例えば、(A)先進事業で補助対象経費が60億円の事業を行った場合、補助率2/3を乗じると40億円ですが、(A)先進事業の補助金額の上限は15億円ですので、実際に補助されるのは60億円のうちの15億円となり、補助率が2/3より低くなります。	P.25
37	事業区分(C)において、導入予定設備を複数台導入し、補助金額が1億円を超える場合、1億円を超える補助金額が支払われるのですか。	事業区分(C)の導入予定設備の補助金額は定額補助ですが、上限額1億円を超える場合は、補助金額は1億円となります。	P.26
38	計画省エネルギー量の算出は、自社の事業年度設定期間でよいですか。	原則として、当事業の年度設定期間である2020年度(2020年4月～2021年3月)の1年間で算出してください。 省エネ法上のエネルギー管理指定工場は、2019年度の定期報告書を使用しても構いません。	P.30
39	生産ラインの統合とは何ですか。	省エネルギー化を図るために、複数の生産ラインを1本化するための設備を導入する事業を指します。	P.32
40	補助対象となる(a)先進設備・システムの設備は何を見て確認することができますか。	SIIのホームページにて確認することができます。 https://sii.or.jp/cutback03/system/search	P.37
41	自社製品は補助対象として申請できますか。	自社で製造する製品は補助対象外となります。	P.37／P.42／P.45
42	省エネルギー効果の要件である、エネルギー消費原単位改善率とは何ですか。	エネルギー消費原単位とは、単位当たりのエネルギー消費量のことです。例えば製造業においては、所定の量の製品を製造するのに必要なエネルギー量等がこれにあたります。エネルギー消費原単位改善率は、事業実施前後で、この原単位が改善した割合をパーセントで表したものです。	P.38
43	予備の設備として導入したい場合は、申請できますか。	予備設備は申請できません。	P.37／P.42／P.45
44	申請前に設備が故障してしまった場合は対象ですか。	故障した設備の入れ替えは補助対象となりません。	P.37／P.42／P.45
45	中古品の購入でも申請できますか。	中古品は補助対象設備として認められないため、申請はできません。	P.37／P.42／P.45
46	導入する設備の能力・出力が、置き換える前の旧設備の能力・出力を超えてもよいですか。	その能力・出力が必要な理由を説明するとともに、設備置き換え前後の稼働条件(生産品の数量、設備の稼働時間等)を明示し、当該条件を考慮した使用エネルギー量が、置き換え前後で比較して省エネルギーとなっていれば、設備の能力・出力が増加してもかまいません。	P.37／P.41
47	既設の事業所を廃止して新設する事業所に設備を導入する場合は補助対象になりますか。	事業区分(A)及び(B)においては、既設の事業所を廃止して新設する事業所に設備を導入する場合、既存設備の更新と認められる範囲内であれば補助対象となります。	P.37／P.41

48	事業区分(A)、(B)において計測用にEMSを購入する場合は、(d)EMS機器として認められていないものも補助対象になりますか。	要件を満たしていれば、(d)EMS機器として登録されていない製品でも補助対象となります。 詳細な要件は公募要領P.39を参照してください。	P.37／P.42
49	再生可能エネルギーを活用した設備は補助対象となりますか。	再生可能エネルギーのうち、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱を利用した設備は補助対象となりません。 上記に含まれていないものでも、天候・気候等によって活用できる熱量等が左右されるものは補助対象となりません。	P.41／P.45
50	事業区分(B)として申請する場合、(c)指定設備は補助対象設備として認められますか。	(c)指定設備を(b)オーダーメイド型設備として申請することはできません。 但し、(b)オーダーメイド型設備と(c)指定設備の両方を1つの申請として、合わせて申請することは可能です。 その場合、事業区分は(B)オーダーメイド型事業となり、(b)オーダーメイド型設備は事業区分(B)の補助率、(c)指定設備は定額補助となります。	P.41
51	定額補助の算出方法について、教えてください。	指定設備の種別(性能区分)または能力に基づく定額とし、設備区分毎に補助金額を算出します。 【算出例】 ①：補助金額＝補助対象設備の能力[kW]×能力当たりの補助金額[円／kW]×導入台数[台] ②：補助金額＝補助対象設備の種別(性能区分)当たりの補助金額[円]×導入台数[台] 設備区分毎に算出された補助金額と設備区分毎の補助対象経費の1/2の額の、いずれか低い額を補助金申請額とします。なお、定額補助金額は補助事業ポータルで型番マスタから導入予定の型番を登録すると確認可能です。	P.46
52	公募説明会は開催されますか。開催される場合、場所とスケジュールを教えてください。	公募説明会を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの昨今の状況を踏まえ、中止とさせていただきます。 公募説明会に代わりまして、「公募説明」ページに掲載の動画にて、事業内容を説明しています。	-
53	交付申請の方法を教えてください。	SIIホームページにてアカウント登録し、電子メールで補助事業ポータルのアカウント情報(ID、パスワード)を取得してください。当該アカウントを用いて補助事業ポータルにログインを行い、必要事項を入力して申請書類を作成してください。 全ての提出書類を揃えて、2021年6月30日(水)17:00必着で申請書一式が到着するように一般社団法人環境共創イニシアチブ宛に郵送してください。 ※補助事業ポータルのリリース及びログインは6月2日(水)10:00からとなりますのでご注意ください。	P.61
54	公募期間を教えてください。	公募期間は、2021年5月26日(水)～6月30日(水)です。	P.61
55	設備や工事の発注先に手続を依頼することはできますか。	(C)指定設備導入事業を単独で申請する場合に限り、設備の発注先に手続を依頼することが可能です。	P.62
56	手続担当とは何ですか。	補助事業者からの求めに応じてエネマネ事業者、又は設備販売事業者が手続きを行うことです。 (D)エネマネ事業を含む申請の場合は、エネマネ事業者へ、(C)指定設備導入事業を単独で申請する場合は、設備の発注先に手続を依頼することが可能です。なお、手続きの内容及び進捗については、補助事業者と情報共有し、両社が同じ認識のもと手続きを行ってください。	P.62
57	事業区分(A)、(B)で申請する場合、競争見積は、2者でもよいですか。	競争入札等によることが困難又は不適當である場合（導入設備が（特許技術を含む等の）カスタム製品であり、販売会社が1者しか存在しない場合など）を除き、原則3者以上の競争により決定してください。	P.75
58	交付決定前に3者見積りを取りたいが、可能ですか。	公募要領の公開日以降の発行日であれば、可能です。 但し、発注は交付決定日以降に行ってください。	P.75
59	交付決定前に発注してしまいましたが補助対象になりますか。	交付決定前に既に補助対象設備等の契約・発注等を行った場合は補助対象外となります。	P.75
60	災害等のやむを得ない理由により事業完了の遅れが見込まれる場合、どうすればよいですか。	災害等のやむを得ない理由により事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡してください。	P.76
61	新型コロナウイルスの影響により、事業に遅れが生じた場合、どうすればよいですか。	新型コロナウイルスの影響により、事業計画に遅延等が見込まれた場合は、速やかにSIIに連絡してください。	P.76
62	いつまでに事業完了すればよいですか。	補助事業は、2022年1月31日(月)までに完了させてください。	P.76
63	実績報告はいつまでに報告すればよいですか。	事業完了日から30日以内又は2022年2月4日(金)のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。	P.76
64	補助金はいつごろ支払われるのですか。	実績報告の審査が完了する日によって、支払われる月が変わりますが、2022年3月末までにお支払いいたします。	P.59
65	交付申請書のファイリング方法に指定はありますか。	ファイリングの参考例につきましては公募要領に記載がございます。 詳細につきましては公募要領P.66をご参照ください。	P.66
66	お問い合わせ窓口の受付時間を教えてください。	(A)先進事業に関するお問い合わせ窓口 03-5565-3840 (B)オーダーメイド型事業、(D)エネマネ事業に関するお問い合わせ窓口 03-5565-4463 (C)指定設備導入事業に関するお問い合わせ窓口 0570-055-122 (IP電話からのお問い合わせ 042-303-4185) 受付時間は、10:00～12:00、13:00～17:00(土曜、日曜、祝日を除く) ※お電話でのお問い合わせの際は、通話料がかかりますのでご注意ください。	P.67
67	郵送での発送では間に合わない場合、SIIへの持ち込みやバイク便等でも受け付けてもらえますか。	郵送以外の提出は承っておりません。必ず配送状況が確認できる手段(簡易書留等)で提出してください。	P.67
68	書類の到着は確認できますか。	到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできません。郵送時の配達記録で追跡していただくか、補助事業ポータルのステータスでご確認ください。	P.67
69	不採択となった場合、交付申請書は返却されますか。	申請書類は返却しておりません。必ず提出書類全ての写しをとって控え書類を作成して保管し、保管書類をもってSIIからの問い合わせ等に対応できるようにしてください。	P.67
70	交付申請書類の郵送先を教えてください。	〒115-8691 赤羽郵便局私書箱45号 一般社団法人環境共創イニシアチブ 事業第1部 必ず赤字で下記も記載してください。 「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 交付申請書在中」	P.67
71	交付申請書の提出締切日を教えてください。	2021年6月30日(水)17時必着で提出してください。申請書類は直接持ち込み等でなく、配送状況が確認できる簡易書留等で郵送してください。	P.67
72	提出書類に不備書類や不足書類があった場合はどうなりますか。	提出書類に不備書類や不足書類があった場合は、不備として申請を受理しない場合があります。 SIIから不足書類あるいは不備書類に関する連絡等を受けた場合は速やかに対応してください。	P.67

73	審査の基準を教えてください。	公募要領に記載の審査項目、評価項目に基づき審査を行います。総合的な審査結果を踏まえ、相対評価の上で採択者を決定します。	P.68
74	各評価項目の点数は教えてもらえますか。	採択、不採択問わず点数等は非公開です。	-
75	交付申請書は先着順で採択されますか。	先着順ではありません。採択事業者の決定に当たっては、評価項目に従って審査を行い、外部審査委員会の評価を踏まえ、上位者から予算の範囲内で採択を行います。 なお、交付申請額の合計額が予算額を超える場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがあります。	P.69
76	公募要領にある審査内容における「評価項目」はどれが重視されますか。	評価項目全般に基づき、総合的に評価されます。	P.68
77	申請書類提出後に代表者が変更になる予定ですが、現時点での「商業登記簿謄本」(原本)を提出してよいですか。	申請書の提出時点の代表者の方で申請し、その時点での「商業登記簿謄本」を提出してください。代表者が変わった際に「代表者変更届」と代表者が変更された登記簿謄本を法務局より入手し速やかに提出してください。 ※登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFによる提出も可能です。	P.68
78	事業内容に変更等が発生した場合はどの手続きが必要ですか。	事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに連絡し、その指示に従ってください。	P.75
79	補助金が交付決定する前に代表者が変更しました。何か手続きが必要ですか。	代表者変更届の提出が必要となります。 変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに連絡し、その指示に従ってください。	P.68
80	補助金が交付決定する前に事業者名が変更しました。何か手続きが必要ですか。	申請者変更届の提出が必要となります。 変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに連絡し、その指示に従ってください。	P.68
81	補助金が交付決定する前に申請した住所が変更しました。何か手続きが必要ですか。	住所変更届の提出が必要となります。 変更の可能性が生じた場合は、予めSIIに連絡し、その指示に従ってください。	P.68
82	手続担当者が倒産した場合など、途中で申請手続きができなくなった場合、どのような対応になりますか。	手続担当者が途中で申請手続きができなくなった場合は、SIIまでご連絡ください。	-
83	交付決定はどのようにして確認できますか。	採択事業者に対し、交付決定通知書をもって、補助金の交付決定について通知します。また、交付決定の内容はSIIのホームページおよびジービズインフォにおいて公開されます。	P.72
84	契約、発注等はいつから可能ですか。	契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助の対象となりません。	P.75
85	交付決定後に導入する設備を変更してもよいですか。	交付決定を受けた後の変更は原則認めておりません。やむを得ない事情がある場合は事前にもSIIにご相談ください。	P.75
86	中間報告とは何をすればよいですか。	中間報告とはSIIが別に定める期日までに、以下の手続きを行うことです。 ・着工前写真の提出 ・補助金振込口座の登録 詳しくは、交付決定後に公開される事務取扱説明書をご確認ください。	P.76
87	中間検査ではどのようなことを行いますか。	SIIが必要に応じて事業期間中に現地調査を行います。	P.76
88	実績報告書の提出後、補助金額の確定通知書はいつ発送されますか。	実績報告書の書類検査及び現地調査等の完了後に交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。詳しくは、交付決定後に公開される事務取扱説明書をご確認ください。	P.76
89	補助金の振込先は、導入予定設備の使用者ですか。もしくは所有者ですか。	設備の所有者として、補助事業に要する経費を直接負担する事業者が補助金受取事業者となります。例えばリースを活用した共同申請の場合、リース事業者が補助金の振込先となります。	-
90	受け取った補助金は課税対象になりますか。	補助金の会計上の処理については、税理士、公認会計士、もしくは税務署にご確認ください。	-
91	「事業完了」とはどのような状態なのか教えてください。	導入された省エネルギー設備等を設置・検収の上、販売事業者等に対して補助対象経費の全ての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。	P.76
92	実績報告書類とは、具体的に何を報告すればよいですか。	補助事業ポータル上で必要事項を入力して実績報告書を作成の上、全ての必要書類を揃えて、実績報告書及び補助事業の実施体制に関する資料をSIIに提出してください。詳しくは、交付決定後に公開される事務取扱説明書をご確認ください。	P.76
93	実績報告書類を提出した結果、補助金を受け取れない場合はありますか。	実績報告書を受理した後、書類検査及び現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと判断された場合、補助金をお支払いできない場合があります。	P.76
94	補助金受給後に会社が廃業(または解散)した場合、補助金は返還しなければならないのですか。	会社を廃業する場合、補助金の返還が発生する場合があります。詳しい内容をSIIまでご連絡ください。	P.77
95	販売事業者への支払いは手形で支払ってもよいですか。	手形での支払いは認められません。支払い条件は検収翌月までに金融機関による振込としてください。(割賦払いや手形払い等は不可)	P.76

<提出書類について>

No.	質問	回答	公募要領
1	社内の押印業務を全面的に廃止しました。交付申請書の様式1(かがみ)に押印しない場合に、申請書類は受け付けされますか。	様式1(かがみ)に押印をしない場合は、社内決裁ルールや社内規約等を提出してください。 なお、個別に押印を求める場合は、この限りではありません。	-
2	(c)指定設備を導入する際に見積を取得するにあたり、何か条件はありますか。	見積を取得する場合は以下の条件を満たす必要があります。 ・交付申請時に期限等が有効な見積書であること。 ・補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積明細を取得すること。 ・見積時に工事の請負先が必要な資格等を有する事業者であることを確認すること。 ・複数の見積を取得した場合は、最低価格の1社分の見積書を提出すること。	P.46
3	原油換算表は、昼と、夜の電力使用量を分けて記載する様になっているが、電力の使用量が昼間と夜間で分かれていない場合はどうすればよいですか。	電力会社の請求書を見てもわからない場合は、すべて昼間の電力としてください。	-
4	会社のパンフレット等が無い場合はどうすればよいですか。	地方公共団体等、会社情報を提出できない法人については、SIIフォーマット「法人概要申告書」をダウンロードし、必要事項を入力の上、提出してください。記載する内容が、商業登記簿謄本と一致しているか、よく確認してください。SIIフォーマットの記載と同じ内容を示せるものであれば、独自のフォーマットで作成しても構いません。	-
5	決算書は貸借対照表を提出すればよいですか。	直近1年分の単独決算の貸借対照表を、法人名がわかる表紙をつけて提出してください(決算短信でも可)。 ※貸借対照表について、「連結決算」、及び「要旨」の提出では受け付けられませんので、注意してください。	-
6	[添付3] 中小企業者であることの宣誓書は、どのような場合に提出が必要ですか。	みなし大企業に該当しない場合は、[添付3] 中小企業者であることの宣誓書を提出し、中小企業者であることを宣誓してください。	P.13
7	商業登記簿謄本(建物登記簿謄本)は、具体的に何をを用意すればよいですか。	商業登記簿謄本(建物登記簿謄本)の、現在事項証明か履歴事項全部証明書をご用意ください。法務局より入手した登記簿謄本(コピーでも可)をご提出ください。 ※登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFによる提出も可能です。	-
8	建物登記をしていないため、建物の登記簿謄本が提出できません。申請はできますか。	建物登記簿謄本に代わるものとして、固定資産評価証明書など、事業所の所在地、所有者が分かる証憑をご提出ください。	-
9	燃料評価単価とは何ですか。	燃料評価単価(円/kl)=(ガス代+電気代+重油代+・・・)/(ガス使用量kl+電気使用量kl+重油使用量kl+・・・)となります。 ※分母の使用量は原油換算したklとしてください。	P.10
10	[添付6] 燃料評価単価算出根拠とは、どのような内容の書類になりますか。	燃料評価単価算出根拠は、単価の算出に至るまでの根拠(ガス、電気などの使用量、金額入りの請求書など)の1年分のまとめ表と、そこから上記の燃料評価単価算出の計算過程を記載した書類です。	-
11	エネルギー管理指定工場ではないため定期報告書が無いのですが、「エネルギー使用量実績の確証」とは何を提出したらよいですか。	エネルギー管理指定工場でない場合は、例えば、ガス・電力会社等から発行されている月々の請求書の写し(電力使用量が明記されている)などを提出してください。 その1年分の積算が「年間エネルギー使用量」となります。	-
12	過去3年以内に評価項目に該当する省エネ診断を受診していた場合の提出書類を教えてください。	各省エネ診断報告書の「表紙」を提出してください。 各事業毎の表紙の例は、交付申請の手引きに記載しています。	-
13	[添付14] 中長期計画の写しの提出が必要な企業体は何ですか。	補助対象事業者として以下のいずれかに該当する場合、提出が必要となります。 ・エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場 ・中小企業者に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社） また、公募要領P.68に記載の評価項目「年間エネルギー使用量が1,500kl未満の事業所であって「中小企業者に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）（みなし大企業を含む）」以外の者が実施する、中長期計画書の実効性を高めるための省エネルギー事業」に該当する場合も提出が必要となります。 ※事業区分(C)単独で申請する場合、ベンチマーク目標値を達成する事業者に該当する場合であっても、省エネ法の事業者クラス分け評価制度において『Sクラス』に該当する事業者である場合は、当該書類の提出は不要です。	P.10/P.11/P.68
14	省エネ法に基づく、中長期計画書を提出済みなのですが、[添付14] 中長期計画書の写しの様式を用いて、計画を記入して提出しても良いですか。	特定事業者は、省エネ法に基づく中長期計画書に今回申請している補助事業に該当する部分にマーキングをして提出してください。	-
15	[添付25] 設備設置承諾書はどのような場合に必要ですか。	設備を設置する建物の所有者と、設備を導入する者が異なる場合に必要です。「処分制限される設備を、設備の持ち主が事業所内に設置すること」を、建物の所有者が承諾する書類です。自社所有の建物に設備を設置する場合は、提出する必要はありません。	P.18
16	建物所有者が社内の押印業務を全面的に廃止し、設備設置承諾書に押印ができません。提出書類として認められますか。	建物所有者の社内決裁ルールや社内規約等を提出してください。 なお、個別に押印を求める場合は、この限りではありません。	-